

南区複合庁舎整備事業者選定アドバイザー業務公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和8年(2026年)2月9日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市市民文化局地域振興部区政課(区役所整備担当)
電話 011-211-2176

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

南区複合庁舎整備事業者選定アドバイザー業務

(2) 業務内容

本業務は、令和8～9年度の2か年において、PFI法に基づいて行う実施方針等の作成から民間事業者との契約締結までの検討・手続に関する総合的な支援を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月24日(金曜日)まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 公募型企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査

ウ イの審査で最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

エ ウの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結

なお、公募型企画競争の応募方法や提出書類、提出期限等の詳細は、「南区複合庁舎整備事業者選定アドバイザー業務 公募型企画競争提案説明書」による。

3 参加資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員(以下「協力者」という。)全てが以下の要件を満たす必要がある。

(1) 札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、大分類「一般サービス業」に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当しないこと。

(3) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全でないこと。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) 個人情報の適切な管理を行う能力を有しているものとして、「個人情報取扱安全管理基準」に適合していること。

4 業務仕様書・提案説明書の交付方法

札幌市公式ホームページ内「市民文化局地域振興部 入札・契約等情報」にて公開する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

令和8年3月5日（木曜日）12時00分（必着）

※事前に「参加意向申出書」を提出する必要あり。

提出期限：令和8年2月24日（火曜日）12時00分（必着）

(3) 提出場所

上記「1 契約担当部局」に同じ